

議案第 28 号

石岡市保育所条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市保育所条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い，所要の改正を行うため。

石岡市保育所条例の一部を改正する条例

石岡市保育所条例（平成17年石岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。